

(例規名称)の一部を改正する(種別)

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則(令和3年塩谷町規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の規定を改正後の規定に下線のように改正する。

改正前	改正後
(事前協議) 第6条 (略) 2 町長は、設置事業計画事前協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。_____	(事前協議) 第6条 (略) 2 町長は、設置事業計画事前協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。 <u>この場合において、事業区域が条例第7条に規定する抑制区域に存する場合、又はその他地域の特性に鑑み、自然環境若しくは景観の保全に特段の配慮を要する場合等においては、町長は、当該事業計画について必要に応じて追加資料の提出を求め、又は必要な指導若しくは助言を行うことができる。</u>
3~8 (略) (説明会の開催) 第8条 申請予定事業者は、条例第11条第2項の規定による説明会(以下「説明会」という。)を前条の標識を設置した日から起算して14日以内に開催しなければならない。_____	3~8 (略) (説明会の開催) 第8条 申請予定事業者は、条例第11条第2項の規定による説明会(以下「説明会」という。)を前条の標識を設置した日から起算して14日以内に開催しなければならない。 <u>ただし、事業区域の面積が10,000m²未満又は発電出力が1,000kw未満の事業に限り、条例第2条第1項第7号(ウ)に定める近隣区域を含む自治会の代表者から戸別訪問や回覧等他の方法により説明会に代えることを求められた場合、又は、条例第2条第1項第7号(ア)に定める土地若しくは建物を所有する者のうち町外在住等で直接説明することが困難なため文書通知により説明会に代えることができる。</u>
2 (略) 様式第14号(第8条関係) (略)	2 (略) 様式第14号(第8条関係) (略)

附則(記入してください)